

## 昭和三十三年総理府令第十四号

## 水質調査作業規程準則

国土調査法第三条第二項の規定に基き、水質調査作業規程準則を次のように定める。

## 目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）  
 第二章 現地作業（第九条―第十七条）  
 第三章 室内分析作業（第十八条―第二十条）  
 第四章 整理作業（第二十一条―第二十三条）  
 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項各号の規定による水調査のうち、水質に関する調査（以下「水質調査」という。）の作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

## （調査単位区域）

第二条 水質調査は、水基本調査作業規程準則（昭和二十八年総理府令第三十五号。以下「水基本調査準則」という。）第一条の規定による水調査の基準の設定のための調査を行った区域内において行うものとする。

## （調査の内容）

第三条 水質調査においては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置において水質に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものとする。

## （水質調査の作業）

第四条 水質調査の作業は、現地作業、室内分析作業及び整理作業とする。

## （現地作業）

第五条 現地作業とは、第三条に規定する位置において水質に関する観測及び採水を行うとともに、採取した水（以下「試水」という。）について室内分析作業のために必要な処理を行う作業をいう。

## （室内分析作業）

第六条 室内分析作業とは、現地において採取した試水につき、室内において理化学的分析及び試験を行う作業をいう。

## （整理作業）

第七条 整理作業とは、現地作業及び室内分析作業の結果を基礎として、水質表、水質平均値表、項目別水質分布図及び水質説明書を作成する作業をいう。

## （精度の保持）

第八条 調査を行う者及び調査を監督する者は、常に各種の方法によつて検査を行い、調査が良好な精度を保つて行われるように留意しなければならない。

## 第二章 現地作業

## （調査地点の表示）

第九条 水質調査にあつては、水基本調査準則第二十九条の規定により決定した位置に標くいを設置し、調査地点としての表示を行うものとする。

2 標くいの形状は、別表第一に定めるところによる。

## （現地作業における観測）

第十条 現地作業における観測は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 一 外觀及び味、におい
- 二 天候
- 三 気温
- 四 水温

五 pH（ピーエツチ）

六 電導度又は比抵抗

七 濁度

八 溶存酸素ガス

2 前項第八号の観測は、国土交通大臣の定める基準に従つて省略することができる。

3 湖沼及び貯水池においては、透明度の観測をあわせて行うものとする。

4 観測の内容及び方法は、別表第二に定めるところによる。

5 観測に使用する主要な試薬及び標準溶液の作成の方法は、別表第四に定めるところによる。

6 観測の結果の表示の方法は、別表第五に定めるところによる。

## （採水回数基準）

第十一条 調査にあつては、各調査地点につき原則として毎月一回以上採水し、二箇年から三箇年の間継続して実施するものとする。

## （採水の方法）

第十二条 河川又は水路にあつては、調査地点において、流心部と思われる場所を選び、その場所において採水を行うものとする。

2 湖沼及び貯水池にあつては、成層状態を調査し、成層の状況に応じて、層別の採水を行うものとする。

3 地下水にあつては、つとめて新鮮な状態にして採水を行うものとする。

## （採水の量）

第十三条 採水の量は、第十九条第一項第一号から第二十一号までの項目について分析を行うときは、おおむね二・五リットルとし、二リットル程度のビン及び〇・五リットル程度のポリエチレン製のビン（以下「試水ビン」という。）にわけて採水するを原則とし、第十九条第一項第二十二号から第二十五号までの項目については、それぞれ必要な量を採水するものとする。

## （採水上の注意）

第十四条 採水に用いる器具及び試水ビンは、清浄なものを用いなければならない。

2 試水ビンには、採水後、直ちに採水場所、日時等を記載した標識を添付しなければならない。

3 試水は、必要がある場合は、各項目につきそれぞれ適当な処理を行わなければならない。

## （試水の運搬）

第十五条 試水ビンは、運搬にあたり破損等の事故を防ぐため、木のわくを作るなどの処置を講じて、すみやかに分析及び試験を行う場所に運搬するものとする。

## （野帳の記載）

第十六条 現地作業を行うにあつては、そのつど、観測日時、現地における観測状況その他必要な事項を野帳に記載するものとする。

2 野帳の様式は、国土交通大臣が定める。

## （再調査）

第十七条 現地作業は、その日ごとにその結果を整理確認し、必要がある場合は、再調査を行わなければならない。

## 第三章 室内分析作業

## （試水の管理）

第十八条 分析及び試験を行う場所に運搬された試水ビンには、直ちに整理番号、採水の場所及び日時並びに採水時の気温、水温等を記載した標識を新たに添付するものとする。

2 試水の管理にあつては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一 直射日光をさけること。

二 なるべく冷暗所に清潔に保管すること。ただし、凍結しないようにすること。

3 試水は、原則として分析及び試験の終了後も作業が適正に行われたことを確認するまで保存するものとする。

(試水の分析及び試験)  
**第十九条** 室内分析作業における分析及び試験は、試水について次の各号に掲げる項目につき、なるべくすみやかに行うものとする。

- 一 pH(ピーエッチ)
  - 二 R pH(アールピーエッチ)
  - 三 全蒸発残留物
  - 四 溶解性蒸発残留物
  - 五 懸濁物
  - 六 ナトリウムイオン
  - 七 カリウムイオン
  - 八 EDTA 硬度
  - 九 カルシウムイオン
  - 十 マグネシウムイオン
  - 十一 塩素イオン
  - 十二 硫酸イオン
  - 十三 アルカリ度 (pH 四・三アルカリ度(プロムクレゾールグリーンアルカリ度)及び pH 八・四アルカリ度(フェノールフタレインアルカリ度))
  - 十四 酸度 (pH 四・三酸度(プロムクレゾールグリーン酸度)及び pH 八・四酸度(フェノールフタレイン酸度))
  - 十五 ケイ酸(比色ケイ酸)
  - 十六 鉄(酸可溶性鉄)
  - 十七 リン(可溶性リン)
  - 十八 亜硝酸イオン
  - 十九 硝酸イオン
  - 二十 アンモニウムイオン
  - 二十一 化学的酸素消費量(過マンガン酸カリウム法)
  - 二十二 生物化学的酸素消費量(BOD)
  - 二十三 バクテリア類
  - 二十四 プランクトン
  - 二十五 その他水質の特性を明らかにするため必要な項目
- 2 前項の項目は、国土交通大臣の定める基準に従つてその一部を省略することができる。
- 3 分析及び試験の方法は、別表第三に定めるところによる。ただし、別表第三に定める方法が適用できない場合においては、その理由を明らかにして他の方法によることができる。
- 4 分析及び試験に使用する主要な試薬及び標準溶液の作成の方法は、別表第四に定めるところによる。
- 5 分析及び試験の結果の表示の方法は、別表第五に定めるところによる。
- (作業記録)  
**第二十条** 分析及び試験の作業を行うにあつては、作業記録を作成するものとする。
- 第四章 整理作業**  
**第二十一条** (水質表及び水質平均値表)  
 水質表は、現地作業及び室内分析作業の結果に基いて、各調査地点ごとに作成するものとする。
- 2 水質平均値表は、前項の水質表に基いて、各調査地点ごとの平均値を求めて作成するものとする。
- 3 水質表の様式は、別表第六、水質平均値表の様式は、別表第七に定めるところによる。
- (項目別水質分布図)  
**第二十二条** 項目別水質分布図(以下「分布図」という。)は、水質平均値表に記載された平均値を濃度によつて区分し、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二十七条第二項の規定によ

り国土交通大臣の刊行した二十万分の一の地勢図を基礎として、調査単位区域の特性に応じくくも二種以上の項目について作成し、水質の分布状況を明らかにするものとする。

2 前項の濃度区分及び分布図の様式は、別表第八に定めるところによる。

(水質説明書)  
**第二十三条** 水質説明書は、別表第九に定めるところに従い、水質の特性について記載するものとする。

**附 則**  
 この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四九年六月二六日総理府令第三九号)  
 この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年三月一七日総理府令第二二号)  
 この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二年八月二四日総理府令第一〇三号)  
 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (令和元年五月七日国土交通省令第一号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

**別表第一**  
 (略)

**別表第二**

項目	試薬	器具	方法
1 外観 味及びにおい			(1) 水色は、天然状態における水の色を肉眼によつて観察する。 (2) 試水の色は、無色透明容器で水の色を肉眼によつて観察する。
(1) 水の色 水色 試水の 色 液の色			(3) 液の色は、無色透明容器で上澄の透明な液の色を肉眼によつて観察する。 (4) 懸濁物、沈殿物については、無色透明容器で肉眼によつて観察する。
(2) 懸濁 物 性状 色 量			(5) 味及びにおいについては、必要と認めるとき行う。 (6) 水色以外の項目については、採水時及び採水後8ないし24時間経過したときの2回観察するものとする。
(3) 沈殿 物 質 色 量			
(4) 味 におい			
(5) におい			
2 気温		棒状水銀温度採水場所 で日光の直射を避ける等の注意をして測定す 計(0.5又る)。	

3	水温	<p>1 棒状水銀温度計(0.2度又は0.2度目盛のもの)</p> <p>2 エクマン転倒温度計</p> <p>3 電気抵抗温度計</p> <p>上記のうちいずれか。</p>	<p>温度計を水中にじゆうぶん長くひたし、温度平衡に至らしめてから測定する。棒状水銀温度計にあつては、水銀柱は水中にあるようにして測定する。</p>
4	pH 比色法	<p>pH指示薬</p> <p>BCG(ブロムクレゾールグリーン)</p> <p>BTB(ブロムチモールブルー)</p> <p>PR(フェノールレッド)</p> <p>その他適宜</p>	<p>採水時、試水中のガスの出入を小さくするように注意して、すみやかに試水5mlを比色管にとり、pH指示薬を加え、その色を標準色(pH0.2おきに区分したものと比べる。ただし、試水のpHが2種のpH指示薬の測定範囲にある時は両者を共に用いる。</p>
5	電気的方法(ガラス電極法)	<p>pH標準緩衝溶液</p> <p>電導度標準溶液</p>	<p>ガラス電極に標準pH緩衝溶液でじゆうぶん検定してから測定する。</p> <p>採水場所において電極部を水中にひたして測定する。この場合、水温をあわせて測定するものとする。なお、電極恒数は調査の開始前及び終了後において検定しなければならぬ。また電導度は、18℃電導度に換算する。この場合の換算係数は、附図の図表によつて求める。</p>
6	濁度 白陶土法	<p>濁度標準溶液</p> <p>暗箱</p> <p>比色管</p>	<p>試水100mlを比色管にとり、その濁りを、特定の濁度標準溶液と比べる。</p> <p>採水場所において国土調査型濁度計によつて測定する。</p>
7	透明度 光法	<p>濁度計</p> <p>直径30cmの白色円板</p>	<p>円板を水中に沈め、それが見えなくなるまでの深さを求める。</p> <p>試水を酸素ビンにとり、硫酸マンガソル液0.5mlを加え、次にヨウ化カリウム・水酸化ナトリウム溶液0.5mlを加えてすばやく密センし、ビンを上下に転倒した後、30分以上放置する。生じた沈殿を塩酸に溶かし、デンブンを指示薬としてチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する。(ウインクラフ法)</p>
8	溶解性蒸発性蒸留物	<p>硫酸マンガン(1)</p> <p>硫酸マンガン(2)</p> <p>硫酸マンガン(3)</p> <p>硫酸マンガン(4)</p> <p>容量100ml前後</p>	<p>ヨウ化カリウム(KI)水酸</p>

  

<p>附図 電導度換算図表 (略)</p> <p>別表第三</p> <p>試薬</p> <p>化ナトリウム(NaOH)溶液(水酸化ナトリウム100gとヨウ化カリウム30gとを蒸留水に溶かして200mlとしたもの)</p> <p>(3) 塩酸(HCl)</p> <p>(1)(1+1)及び(1+3)</p> <p>(4) デンブソル液</p> <p>(5) 0.020規定チオ硫酸ナトリウム(Na2S2O3・5H2O) 滴定液</p> <p>(6) 0.100規定ヨウ素酸カリウム(KIO3)標準溶液</p> <p>(7) ヨウ化カリウム(KI)の固体</p>	<p>器具</p> <p>別表第二pHの項に準ずる。</p> <p>操作の要点</p> <p>別表第二pHの項に準ずる。</p>
<p>項目</p> <p>1 pH</p> <p>2 R p H</p> <p>3 全蒸発性蒸留物</p> <p>4 溶解性蒸発性蒸留物</p>	<p>別表第二pHの項に準ずる。</p> <p>pHの項と同じ。</p> <p>蒸発性蒸留物の測定は、温度を180℃とする。</p> <p>試水をよく振とうし、試水100mlを蒸発ザラにとり蒸発乾固し、105℃ないし110℃で1時間乾燥、30分間冷却を繰返し恒量とする。この場合ヒヨウ量値の差が、0.5mg以内をもつて恒量とみなす。110℃で乾固しない場合は、温度を180℃とする。</p> <p>試水を口紙(東洋口紙5Cに相当するもの)で口過し、口液の100mlをとり、前項に準じて口液の蒸発性蒸留物を測定する。この場合採水日と口</p>

5 懸濁物	○6 トリウムイオン	○7 カリウムイオン	炎光光度計 炎光光度計	○8 EDTA硬度 (Ca + Mg)	EDTA滴定液	EDTA滴定液	EDTA滴定液
<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 塩化アンモニウム (NH<sub>4</sub>Cl) 緩衝溶液</p> <p>(3) EBT 指示薬</p> <p>(4) 硫化ナトリウム (Na<sub>2</sub>S · 9H<sub>2</sub>O) 5% 溶液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>過を行う日との間の経過日数を各採水群について、同一に保つことが望ましい。</p> <p>次式による計算を行つて求める。</p> <p>(懸濁物) II (全蒸発残留物) I (溶解性蒸発残留物)</p> <p>炎光分析法によつて行う。</p> <p>炎光分析法によつて行う。</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>
<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>試水 20 ml をとり、その pH 4.3 アルカリ度に当量の塩酸を加え、かくはんして、炭酸ガスを追い出し、0.0100 mol/l EDTA 溶液を滴定量の約 90% 加えておき、次に緩衝溶液 1 ml、硫化ナトリウム溶液 1 ml、EBT 指示薬数滴を加え、さらに 0.0100 mol/l EDTA 溶液を滴下し、終点を求める。</p> <p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 溶液の濃度は、0.0100 mol/l EDTA 溶液の濃度によつて定める。</p> <p>(2) 試水 20 ml をとり、その pH 4.3 アルカリ度に当量の塩酸を加え、かくはんして、炭酸ガスを追い出し、次に硫化ナトリウム溶液 1 ml、硫化ナトリウム溶液 1 ml、ムレキサイド・塩化ナトリウム混合指示薬 0.2 g を加え、0.0100 mol/l EDTA 溶液で滴定する。</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>
<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>	<p>(1) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(2) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(3) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(4) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p> <p>(5) 0.0100 mol/l EDTA 滴定液</p>				

<p>重量法 I I I (1) 1 規定塩酸(HCl) (2) 塩化バリウム(BaCl<sub>2</sub>·2H<sub>2</sub>O) 10% 溶液</p>	<p>デユボ遠心沈殿管に試水5ml をとり一様なクロム酸バリウム酢酸懸濁液2ml を加え、約1分間振とうした後、アンモニア性カルシウム溶液0.5ml 及びエチルアルコール5ml を加え、約1分間振とうし、冷水中に5分間放置し、次に遠心分離して、その上澄液をガラスフィルターでろ過する。ロ液にジフェニルカルバジツドアルコール溶液1ml と6 規定塩酸0.7ml を加えて、同様に処理した標準溶液の発色と5分間後に比較する。この場合、硫酸イオンが20mg / 1以上存在するときは、ジフェニルカルバジツドを加えないでクロム酸イオンの黄色を比色する。</p>	<p>として0.0200 規定塩化マグネシウム溶液で逆滴定する。</p>
<p>I V 比 (1) クロム酸バリウム(BaCrO<sub>4</sub>) 酢酸(CH<sub>3</sub>COOH) 懸濁液 (2) ジフェニルカルバジツド(C<sub>13</sub>H<sub>14</sub>N<sub>4</sub>O) アルコール溶液 (3) アンモニア性カルシウム溶液 (4) 無水エチルアルコール(C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>OH) (5) 6 規定塩酸 (6) 硫酸イオン比色標準溶液</p>	<p>デユボ遠心沈殿管に試水5ml をとり一様なクロム酸バリウム酢酸懸濁液2ml を加え、約1分間振とうした後、アンモニア性カルシウム溶液0.5ml 及びエチルアルコール5ml を加え、約1分間振とうし、冷水中に5分間放置し、次に遠心分離して、その上澄液をガラスフィルターでろ過する。ロ液にジフェニルカルバジツドアルコール溶液1ml と6 規定塩酸0.7ml を加えて、同様に処理した標準溶液の発色と5分間後に比較する。この場合、硫酸イオンが20mg / 1以上存在するときは、ジフェニルカルバジツドを加えないでクロム酸イオンの黄色を比色する。</p>	<p>試水100ml に1 規定塩酸を加え、加熱して塩化バリウム溶液を加え、生じた硫酸バリウム(BaSO<sub>4</sub>) の沈殿を強熱ヒヨウ量する。</p>
<p>アルカリ 度 1 3   1 (1) 0.0200 規定硫酸(H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>) 滴定液 (1) ブロムクレノールグリーン(BCG) 指示薬</p>	<p>試水50ml をとり、BCG を指示薬とし、pH 4.3 を終点として0.0200 規定硫酸で滴定する。</p>	<p>試水50ml をとり、フェノールフタレインを指示薬とし、pH 8.4 を終点として0.0200 規定硫酸で滴定する。</p>
<p>リ 度 4 アルカ リ 度 pH 8. (H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>) 滴定液 (2) フェノールフタレイン(PP) 指示薬</p>	<p>試水50ml をとり、BCG を指示薬とし、pH 4.3 を終点として0.0200 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。</p>	<p>試水50ml をとり、フェノールフタレインを指示薬とし、pH 8.4 を終点として0.0200 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。</p>
<p>3 酸 度 pH 4. 1 4   1 (1) 0.0200 規定水酸化ナトリウム(NaOH) 滴定液 (2) BCG 指示薬</p>	<p>試水50ml をとり、フェノールフタレインを指示薬とし、pH 8.4 を終点として0.0200 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。</p>	<p>試水50ml をとり、フェノールフタレインを指示薬とし、pH 8.4 を終点として0.0200 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。</p>
<p>4 酸 度 pH 8. 液 (1) 0.0200 規定水酸化ナトリウム(NaOH) 滴定液 (2) フェノールフタレイン(PP) 指示薬</p>	<p>試水50ml をとり、フェノールフタレインを指示薬とし、pH 8.4 を終点として0.0200 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。</p>	<p>試水50ml をとり、フェノールフタレインを指示薬とし、pH 8.4 を終点として0.0200 規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。</p>
<p>1 5 鉄 (酸可溶性) (1) 塩酸(HCl) (1+1) (2) オルソフェナンスロリン(C<sub>12</sub>H<sub>8</sub>N<sub>2</sub>·H<sub>2</sub>O) 0.1% 溶液 (3) 塩酸ヒドロキシルアミン10% 溶液 (4) 酢酸ナトリウム・酢酸緩衝溶液 (5) 鉄比色標準溶液</p>	<p>1 7 リ (1) モリブデン酸アンモニウム・硫酸混液 (2) 塩化第一スズ(SnCl<sub>2</sub>·2H<sub>2</sub>O) 0.5% 溶液 (3) リン比色標準溶液</p>	<p>1 8 亜 硝酸イオ (2) 亜硝酸比色標準溶液</p>

<p>19 硝 酸イオン I ジブ エニル ミン法</p> <p>(1) ジブエニルアミン (C6H5)・硫酸溶液 (2) 塩化ナトリウム飽和溶液 (3) 硝酸イオン比色標準溶液</p>	<p>デユボ試水1mlに1滴の飽和食塩水を加え、さらにジブエニルアミン溶液4mlを加えて冷却し、同様に処理した標準溶液の色と1時間後に比較する。なお、亜硝酸イオンがあるときは、それを分解してから比色する。</p>
<p>I I フ エノール ジスルホ ン酸法</p> <p>(1) フェノールジスルホン酸 (C6H3OH)(SO3H)2 (2) 硫酸銀 (Ag2SO4) 溶液 (3) 12規定水酸化カリウム (KOH) 溶液 (4) 水酸化アルミニウム (Al(OH)3) (5) 0.100規定硫酸 (6) 過酸化水素 (H2O2) 水 (約28%) (7) 硫酸イオン比色標準溶液</p>	<p>デユボ試水50mlを磁製ガラにとり、水浴上で蒸発乾固し、フェノールジスルホン酸硫酸溶液2mlを加えてかくはん後、蒸留水10mlを加え、さらに水酸化カリウム溶液2ないし5mlを加えて、その発色を同様に処理した標準溶液の色と比較する。この場合、多量の塩素イオン、亜硝酸イオンが存在するときは、前処理を行わなければならない。</p>
<p>I I I アニリン 法</p> <p>(1) 酢酸アニリン溶液 (2) α ナフチルアミン溶液 (C10H7NH2) (3) 粉末亜鉛 (Zn) (4) 酢酸ナトリウム (CH3COONa) (5) 塩酸・酢酸混液 (6) 硝酸イオン比色標準溶液</p>	<p>同上</p> <p>試水30mlに酢酸アニリン溶液2mlを加え、煮沸寸前まで加熱し、直ちに15℃以下に冷却し、酢酸ナトリウム1g、粉末亜鉛2gを加えてよく振とうする。10分間放置した後口過し、ロ液に塩酸・酢酸混液2mlを加え、5ないし6分間放置して、次にα ナフチルアミン溶液1mlを加え、同様に処理した標準溶液の色と30分間後に比較する。</p>
<p>20 ア ンモニウ ムイオン</p> <p>(1) ネスラー試薬 (2) 酒石酸カリウムナトリウム溶液 (ロツシエル塩 (C4H4O6KNa・4H2O) 50gを蒸留水100mlに溶かし、たもの) (3) アンモニウム比色標準溶液 (4) 代用比色標準溶液</p>	<p>ネスラー試水20mlに酒石酸カリウムナトリウム溶液0.5ml及びネスラー試薬0.5mlを加え、その発色を同様に処理した比色標準溶液又は代用比色標準溶液の色と比較する。</p> <p>試水50mlに硫酸5ml、0.0100規定過マンガン酸カリウム溶液10mlを加え、煮沸水中に15分間保つ。次に0.0100規定シュウ酸10mlを加え、0.0100規定過マンガン酸カリウム溶液で滴定する。</p>

<p>22 生 物化学的 酸素消費 量</p> <p>(1) 希釈水 (2) 酒石酸カリウムナトリウム溶液 (3) メチレンブルー0.1% 溶液 (メチレンブルー0.1gを蒸留水に溶かして100mlとしたもの) (4) 流動パラフィン (5) 硫酸第一鉄アンモニウム溶液</p>	<p>(3) 硫酸 (H2SO4) (1+</p> <p>フラン 希釈試水及び希釈水の溶存酸素ガスを定量し、これらを20℃で5日間貯蔵した後の残存酸素ガスを定量し、5日間における酸素消費量を計算する。</p>
<p>23 ク テリア 類</p> <p>23 一 般細 菌数</p> <p>23 1 2 大腸菌 群</p> <p>(1) 乳糖ブイヨン培地 (2) BGLB培地 (3) EMB平板培地</p>	<p>パトリ試水10mlずつ5本、各希釈剤を培養し、推定パトリ試験、確定試験及び完全試験を行って最確数を求めらる。</p> <p>発酵管試水10mlずつ5本、各希釈剤を培養し、推定パトリ試験、確定試験及び完全試験を行って最確数を求めらる。</p>
<p>24 中 性ホル マリン ソット 法</p> <p>I I ネ</p>	<p>沈殿管試水11をビーカーにとり、中性ホルマリン1mlを加え、かくはん静置してプランクTONを沈殿させ、これを沈殿管に移して24時間静置後、その容量を沈殿管の目盛によつて測定する。</p> <p>プランクTONネット</p>
<p>25 そ の他の 事項</p>	<p>その適宜の方法によつて実施してさしつかえない。ただし、方法を水質表の記事欄に明示すること。</p>

<p>1 電 導度</p> <p>100規定 塩化カリウ ム (KCl) 標準溶液</p>	<p>溶液の作り方</p> <p>3.728gの塩化カリウムを炭酸ガスを含まない蒸留水に溶かして500mlとする。</p> <p>分子重量 74.5</p>
---	--

4 D T A E	硬度 05000規 定カルシウム イオン標 準溶液	2.502gの炭酸カルシウム(CaCO <sub>3</sub> )を酸性にして蒸留水に溶かし500mlとする。	0.090 3分子 C a C O 1当量 1mol 06 8.2 量 O 2 5 H 2 2 O 3 Na 2 S	3 存 酸 素 溶 ガ ス	100規定とする。 ヨウ素酸カリウム(KIO <sub>3</sub> )標準溶液	1.625gのヨウ素酸カリウムを蒸留水に溶かして500mlとする。	KH(I O 3) 2 分子 389. 95 1mol 12当量	2 濁 度	濁度標準溶液 特定の白陶土1gを蒸留水1lに懸濁し、これを10倍にうすめる。	白陶土は105℃	1mol 52 2.7	(2) 0100規 定及び0 00100 規定塩化 カリウム 標準	0.100規定塩化カリウム標準溶液を10倍及び100倍にうすめる。	0.100規	1mol 2当量	5 カ ル シ ウ ム イ オ ン 過 マ ン ガ ン 酸 ナ ト リ ウ ム 標 準 溶 液	約1.6gの過マンガン酸カリウムを蒸留水に溶かして500mlとして貯蔵し、これを10倍にうすめて0.0100規定溶液をつくる。この濃度は次のシュウ酸ナトリウム標準溶液で定める。	KH(I O 3) 2 分子 389. 95 1mol 12当量	KH(I O 3) 2 分子 389. 95 1mol 12当量	6 マ グ ネ シ ウ ム イ オ ン 同 じ の 場 合 に	EDTA標準溶液	0.100規定液を10倍にうすめる。	1mol 2当量	7 素 イ オ ン 塩	使用マグネシウム滴定液(8のII参照)を使用し、2規定のシュウム比色標準溶液に相当にうすめる。たとえば、1mlを100mlにうすめるとMg 2規定のシュウム比色標準溶液は、21mg/mlとなる。	0.02規定塩化マグネシウム(8のII参照)を使用し、2規定のシュウム比色標準溶液に相当にうすめる。たとえば、1mlを100mlにうすめるとMg 2規定のシュウム比色標準溶液は、21mg/mlとなる。	0.02規定塩化マグネシウム(8のII参照)を使用し、2規定のシュウム比色標準溶液に相当にうすめる。たとえば、1mlを100mlにうすめるとMg 2規定のシュウム比色標準溶液は、21mg/mlとなる。	1 N a C 量    5 分子	1.169gの塩化ナトリウムを蒸留水に溶かして1lとする。	Na 2 C 2 O 4 分	1分子
-----------------------	---------------------------------------	--	---	---------------------------------	--	-----------------------------------	---	-------------	---	----------	-------------------	---	-----------------------------------	--------	-------------	--	--	---	---	--	----------	--------------------	-------------	----------------------------	---	--	--	--	-------------------------------	----------------	-----

比色法	I I I	定法	滴	標準液	分子
(1) 貯蔵液 (100 mg / 1) 比色標準液 (1) 使用 (2) 使用 (1) を使用に際して適宜うすめて標準溶液とする。	(1) 貯蔵 0.2103 g の塩化カリウム (KCl) を蒸留水に溶かして 1 l	定硝酸銀 (AgNO <sub>3</sub> )	0.200 規定塩化ナトリウム標準溶液で定める。	準溶液 (2) 0.34 g の硝酸銀を蒸留水に溶かして 1 l とする。この濃度は 0.034 g / 100 ml とする。	84
(2) 塩化バリウム及び陰イオン交換樹脂に通じて灰分を除去し、この通過液と塩化バリウム溶液 (30 g の BaCl <sub>2</sub> · 2H <sub>2</sub> O を蒸留水に溶かして 200 ml としたもの) とを混じ、キシロールを加えて殺菌しておく。	(3) チオ5 g の硝酸第二水銀 (HgNO <sub>3</sub> ) を 0.5 規定硝酸 200 ml に溶かし、鉄ミヨウバンの飽和溶液 (1 規定硝酸酸性) 3 ml を加えて、ゆづらぶんかはんしながら、溶液がかすかに着色するまでチオシアン酸カリウム (KCN) 4% 溶液で滴定する。生じた沈殿をガラスフィルターでろ過し、蒸留水で洗浄して風乾する。これを 0.3 g とし、100 ml にとかし、かつ色ビン中で冷暗所に保存する。	(4) 鉄ミヨウバンの鉄ミヨウバンを 6 規定硝酸 100 ml に溶かす。	(5) 規定硫酸 10.02 ml は規定硫酸 1 ml を 10 倍にうすめると SO <sub>4</sub> 2.19. 2 mg / ml とする。	規定硫酸 10.02 ml は規定硫酸 1 ml を 10 倍にうすめると SO <sub>4</sub> 2.19. 2 mg / ml とする。	21
量 2.21	分子 2.48	量 2.21	分子 2.48	分子 2.48	21

比色法	I I I	定法	滴	標準液	分子
(1) 貯蔵液 (100 mg / 1) 比色標準液 (1) 使用 (2) 使用 (1) を使用に際しては (1) を 10 倍ないし 100 倍にうすめて標準溶液とする。	(1) 貯蔵 1.815 g の硫酸カリウム (K <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> ) を蒸留水に溶かして 1 l	定硝酸銀 (AgNO <sub>3</sub> )	0.200 規定塩化ナトリウム標準溶液で定める。	準溶液 (2) 0.34 g の硝酸銀を蒸留水に溶かして 1 l とする。この濃度は 0.034 g / 100 ml とする。	84
(2) 精製クロム酸バリウム (BaCrO <sub>4</sub> ) 1% の熱溶液 800 ml に塩化バリウム (BaCl <sub>2</sub> · 2H <sub>2</sub> O) 100% の熱溶液を、徐々に上澄液の黄色がわずかなるまで滴下 (約 100 ml) して、クロム酸バリウムの沈殿をつくる。次に沈殿をじゆうぶん洗浄して 2 規定塩酸 100 ml に溶解し、蒸留水でうすめて 700 ml とする。この溶液を熱し、2 規定アンモニア水を溶液が完全に黄色になるまで加えて再沈殿を行う。生じた沈殿をじゆうぶん洗浄してガラスフィルターでろ過し、105℃で乾燥後、メノウ製乳はちで細かく砕き、貯蔵する。	(3) クロム酸バリウム (BaCrO <sub>4</sub> ) のクロム酸バリウム 2.5 g を 0.500 規定酢酸 200 ml に加え、じゆうぶん振とうして懸濁させる。	(4) ジフェニルカルバジツド (C <sub>13</sub> H <sub>14</sub> N <sub>4</sub> O) を無水アルコール (C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> OH) 100 ml に溶解し、安定剤として 1 規定塩酸 1.4 ml を加え、かつ色ビン中に保存する。(この試薬は 2 ないし 3 週間安定)	(5) 規定硫酸 10.02 ml は規定硫酸 1 ml を 10 倍にうすめると SO <sub>4</sub> 2.19. 2 mg / ml とする。	規定硫酸 10.02 ml は規定硫酸 1 ml を 10 倍にうすめると SO <sub>4</sub> 2.19. 2 mg / ml とする。	21
量 2.21	分子 2.48	量 2.21	分子 2.48	分子 2.48	21





<p>(2) 使用(1)を使用の際して1000ないし10000倍にうすめる。</p>	<p>0.4851</p>	<p>85.1</p>	<p>分子</p>	<p>0.05</p>	<p>0.05</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>6.0</p>
<p>14 重硝酸イオン</p>	<p>0.05</p>	<p>0.05</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>6.0</p>
<p>標準溶液</p>	<p>0.4851</p>	<p>85.1</p>	<p>分子</p>	<p>0.05</p>	<p>0.05</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>2.0</p>	<p>6.0</p>

  

<p>15 硫酸イオン</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>
<p>標準溶液</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>	<p>0.0311</p>



ウ ム 法	18 希積貯蔵溶液A 10 ml、貯蔵溶液B 1.25 mlをとり、これにあらか じめ、ばく気して放置してある蒸留水を加えて1 lとする。 貯蔵溶液A (3.0 gの純無水塩化カルシウム(CaCl <sub>2</sub> )、3.0 gの硫酸マグネシウム(MgSO <sub>4</sub> ·7H <sub>2</sub> O)、1 mlの1%塩 化鉄(FeCl <sub>3</sub> ·6H <sub>2</sub> O)溶液を蒸留水に溶かして1 lとした もの。)	19 普通寒天培 液 普通ブイオン1 lに寒天2.5 gを加え、加熱溶解し、pH 6.4ないし7.0に修正して清澄にする。	19 バクテ リア類	19 一般細菌 数	19 腸 菌 群	2 大 ブイ オン 培 地	19 1 乳 糖 普 通 ブ イ オ ン に 乳 糖 を 0.5%の割合に加えた後、培地1 lに対して BTB溶液(0.2%)を約12 mlを加え、発酵管に分注して滅菌 する。	(2) LB培地 10 gのペプトン及び10 gの乳糖を蒸留水 500 mlに溶かし、 新鮮牛胆汁200 ml(又は乾燥牛胆汁20 gを蒸留水200 mlに 溶かしたものpH7ないし7.5)を加え、さらに蒸留水を加えて 約975 mlとし、pH7.4に修正する。次にブリアントグリ ーン溶液(0.1%) 13.3 mlを加え全量を1 lとし、発酵管 に分注滅菌する。(pH7.1~7.4)	(3) EMB平板培地 10 gのペプトン、2 gのリン酸二水素カリウム及び2.5 gの30 gの寒天に蒸留水約 900 mlを加え、煮沸溶解する、これに10 gの乳糖、エオジン黄溶液(2%) 20 ml及びメチレンブルー溶液 (0.5%) 13 mlを加え、さらに蒸留水を加えて1 lとして滅菌 する。	20 中 性 ホ ル マ リ ン	1 gの酸化マグネシウム(MgO)を500 mlの局方ホルマリンに 溶かし上澄液あるいは口過液をとる。	注 使用する薬品は、原則としてJIS特級以上のものとする。
-------------	--	---	------------------	-----------------	-------------------	------------------------------	--	--	---	---------------------------------------	--	-------------------------------

別表第五 第一部 表示の方法	項目(記号)	表示の方法
(1) 外観、味及びにおい	イ 水色 適宜	
(1) 水の色	ロ 試水の色 適宜	
(2) 懸濁物	ハ 液の色 適宜	
	イ 性状 適宜	
	ロ 色 適宜	
	ハ 量 大、小、ほとんどなし	
(3) 沈殿物	イ 質 適宜	
	ロ 色 適宜	
	ハ 量 大、小、ほとんどなし	
(4) 味	適宜	
(5) におい	適宜	
2 天候	晴、曇、雨、雪等	
3 気温(Ta)	単位は℃とし、0.1℃位まで記す。	
4 水温(Tw)	単位は℃とし、0.1℃位まで記す。	
5 pH	0.1位まで記し、使用した試薬又は器械を併記する。	
6 R <sub>p</sub> H	pHに同じ。なお、測定時の水温を付記する。	
7 電導度(Σ)	単位は10 <sup>-4</sup> mho/cmとし、有効数字は2けた又は3けたと する。	
比抵抗(σw)	比抵抗の単位は10 <sup>3</sup> Ω-cmとし、有効数字は2けた又は3けたと する。	
8 濁度(Tub)	有効数字は2けたで、1位以下は切捨てる。この1単位は白陶土を基 準とする濁度1度に相当する。	
9 透明度(Trp)	単位はmとし、0.1 m位まで記す。	
10 溶存酸素ガス(DO)	単位は(O <sub>2</sub> mg/l) 0.01 m g位まで記す。 (酸素飽和度(表示はO <sub>2</sub> %) 0.1位まで記す。併用)	
11 全蒸発残留物(T-R e)	単位はmg/lとし、1 m g位まで記す。	
12 溶解性蒸発残留物(S-R e)	単位はmg/lとし、1 m g位まで記す。	
13 懸濁物(Susp)	単位はmg/lとし、1 m g位まで記す。	
14 ナトリウムイオン(Na <sup>+</sup> )	単位はmg/l及びme/lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	
15 カリウムイオン(K <sup>+</sup> )	単位はmg/l及びme/lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	
16 カルシウムイオン(Ca <sup>2+</sup> )	単位はmg/l及びme/lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	
17 マグネシウムイオン(Mg <sup>2+</sup> )	単位はmg/l及びme/lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	
18 EDTA硬度(Hd)	単位はme/l及びCaCO <sub>3</sub> mg/lを併記する。有効数字は2け た又は3けたとする。	
19 塩素イオン(Cl <sup>-</sup> )	単位はmg/l及びme/lを併記する。有効数字は2けた又は3け たとする。	

me	g	mg	m	cm	°C	°	mho	°	第2部 略字、略号及び記号	略字略号及び記号	略字略号及び記号の意味
me	g	mg	m	cm	°	mho	°	第2部 略字、略号及び記号	略字略号及び記号	略字略号及び記号の意味	20 硫酸イオン (SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> ) 単位は mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は2けた又は3けたとする。
											21 アルカリ度 単位は me/l 及び CaCO <sub>3</sub> mg/l を併記する。有効数字は2けた又は3けたとする。
											22 酸度 単位は me/l 及び CaCO <sub>3</sub> mg/l を併記する。有効数字は2けた又は3けたとする。
											23 ケイ酸 (比色ケイ酸 SiO <sub>2</sub> *) 単位は mg/l 及び mmol を併記する。有効数字は2けた又は3けたとする。
											24 鉄 (酸可溶性鉄 Fe*) 単位は mg/l 及び mmol を併記する。有効数字は1けた又は2けたとする。
											25 リン (可溶性リン P*) 単位は mg/l 及び mmol を併記する。有効数字は1けた又は2けたとする。
											26 亜硝酸イオン (NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> ) 単位は mg/l 及び mmol を併記する。有効数字は1けた又は2けたとする。
											27 硝酸イオン (NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> ) 単位は mg/l および mmol を併記する。有効数字は1けた又は2けたとする。
											28 アンモニウムイオン (NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> ) 単位は mg/l および mmol を併記する。有効数字は1けた又は2けたとする。
											29 化学的酸素消費量 (COD) 単位は O <sub>2</sub> mg/l 及び me/l を併記する。有効数字は1けたから3けたまでとする。
											30 生物化学的酸素消費量 (BOD) 単位は O <sub>2</sub> mg/l 又は ppm 及び me/l を併記する。
											31 バクテリア類 一般細菌数 1 ml 中の集落数が上位から続けて3個以上の有効数字を含まないよう
											32 ブランクトン 大腸菌群 1 ml 中の最確数
											濁物を含む場合はその旨を付記する。種類は顕微鏡で見て多いものを記す。

注 略字、略号及び記号は、別表第二、三、四において使用されるものもあわせてあげた。  
別表第六 (略)

BOD	COD	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> N	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> N	NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> N	P*	Fe*	SiO <sub>2</sub> *	8.4Ax	4.3Ax	8.4Bx	4.3Bx	SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup>	Cl <sup>-</sup>	Hd	Mg <sup>2+</sup>	Ca <sup>2+</sup>	K <sup>+</sup>	Na <sup>+</sup>	Susp	S <sup>-</sup> Re	T <sup>-</sup> Re	DO	Trp	Tub	Tw	~	Tw	Ta	(1+5)	(1+3)	(1+1)	O <sub>2</sub> -%	ml	%	mol	mmol	μmol	マイクロモル
生物化学的酸素消費量	化学的酸素消費量	アンモニウムイオン	硝酸イオン	亜硝酸イオン	可溶性リン	酸可溶性鉄	比色ケイ酸	pH 8.4 酸度	pH 4.3 酸度	pH 8.4 アルカリ度	pH 4.3 アルカリ度	硫酸イオン	塩素イオン	EDTA 硬度	マグネシウムイオン	カルシウムイオン	カリウムイオン	ナトリウムイオン	懸濁物	溶解性蒸気残留物	全蒸気残留物	溶存酸素ガス	透明度	濁度	比抵抗	電導度	水温	気温	濃硫酸あるいは濃硫酸1容に対し蒸留水3容の溶液	濃硫酸あるいは濃硫酸1容に対し蒸留水5容の溶液	濃硫酸あるいは濃硫酸1容に対し蒸留水1容の溶液	酸素飽和度	リットル	パーセント	モル	ミリモル	マイクロモル	

別表第七  
(略)  
別表第八  
第1部 濃度の区分

14	13	12	11	10	9	7	6	5	4	3	水質平均値 項目番号	項目	階級
カリウムイオン	ナトリウムイオン	懸濁物	溶解性蒸発残留物	全蒸発残留物	溶存酸素	濁度	比抵抗	電導度	RpH	pH			
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	O2%		mΩ-cm	μmhos/cm					
	0.1以上	0.1以下		0.4以下	0.1以下	0.1以下	5以上	40以下		4.5以下			I
	0.1~2.0	0.1~2.0		0.1~4.0	0.1~4.0	0.1~2.0	1.9~2.6	0.1~8.0		4.5~5.4			II
	0.1~4.0	0.1~4.0		0.1~8.0	0.1~7.0	0.1~4.0	1.5~2.5	0.1~6.0		5.5~6.6			III
	0.4~8.0	0.1~4.0		0.1~9.0	0.1~7.0	0.1~8.0	2.3~5.6	0.1~3.5		6.7~7.6			IV
	0.8~6.0	0.1~8.0		0.1~9.0	0.1~8.0	0.1~5.6	1.2~3.1	0.2~4.0		7.3~8.6			V
	0.6以上	0.1以上		0.1以上	0.1以上	0.1以上	5.1以下	0.4以上		8.4以上			VI

9	8	7	6	5	4	3	2	20	19	18	16	15
亜硝酸イオン	アンモニウムイオン	リン	鉄	陰イオンの合計	陽イオンの合計	ケイ酸	酸度	アルカリ度	硫酸イオン	塩素イオン	EDTA硬度	カルシウムイオン
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.4以下	0.4以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	0.1~3.0	0.1~3.0	0.1~3.0	0.1~8.0	0.1~8.0	0.1~0.8	0.1~0.6	0.1~0.3	0.1~0.8	0.1~0.8	0.1~0.8	0.1~0.8
	0.1~9.0	0.1~9.0	0.1~9.0	0.1~13.0	0.1~13.0	0.1~1.8	0.1~1.6	0.1~0.3	0.1~0.8	0.1~0.8	0.1~0.8	0.1~0.8
	0.1~7.0	0.1~9.0	0.1~9.0	0.1~13.0	0.1~13.0	0.1~1.8	0.1~1.6	0.1~0.3	0.1~0.8	0.1~0.8	0.1~0.8	0.1~0.8
	0.1~8.0	0.1~8.0	0.1~8.0	0.1~13.0	0.1~13.0	0.1~1.8	0.1~1.6	0.1~0.3	0.1~0.8	0.1~0.8	0.1~0.8	0.1~0.8
	0.8以上	0.1以上	0.1以上	0.1以上	0.1以上	0.1以上	1.6以下	0.4以上	0.4以上	0.4以上	0.4以上	0.4以上

1 注  
 2 注  
 1 さらに細分を必要とする場合は、記号の中に番号を付するなど適宜の方法によつて区分する。  
 2 比抵抗とは、地下水調査の場合の水比抵抗をいう。  
 第2部 分布図の様式

(3)	(3)	N	1
化学的 酸素 消費 量	硝酸 イ オン	mg	1
0.1	0.1	0.1	0.1
20	10	0.03	0.03
40	30	0.1	0.1
80	0.1	0.3	0.3
60	0.8	1.3	1.3
1以上	3以上	1以上	1以上

(1) 記号

区分	記号	線色	彩色	記号の表示の方法
階級 I	図(略) 5.0 ミリメートル	黒	青	採水地点の位置に表示し、円の中心を地点上の位置に一致させる。
階級 I I	5.0 ミリメートル	0.2 ミリメートル	緑	
階級 I V	5.0 ミリメートル		黄	濃度の階級を表示する記号から右へ2.0 ミリメートル離して記入する。
階級 V	5.0 ミリメートル		桃	
階級 V I	5.0 ミリメートル		赤	
地点番号	アラビア数字 ゴジツク体	赤 0.2 ミリメートル		
	左横書 字高おおむね4.0 ミリメートル 字隔おおむね1.0 ミリメートル			

1 注  
 1 記号の形状、大きさ及び線幅は、印刷する場合を除き、誤解を生じない範囲内において、多少の変更をすることができる。

2 2種以上の項目についてこれを一枚の図に表示する場合は、項目を示す記号を濃度記号の上に記す。  
 (2) 整飾

区分	色		地形図上に表示する場合	印刷する場合
	表題	黒又はその他の色		
図名	位置	基図のままとする。	基図のおおむね5ミリメートル上部	基図の符号と同一の場所に記載される。(基図に記されているものを除く)
	字大	直立等線体、左横書		
調査期間	位置	直立等線体、左横書	直立等線体、左横書	
	字大	直立等線体、左横書		
実施機関名	位置	直立等線体、左横書	直立等線体、左横書	
	字大	直立等線体、左横書		
作成機関名又は作成者氏名	位置	直立等線体、左横書	直立等線体、左横書	
	字大	直立等線体、左横書		
記号及びその説明	位置	基図の符号と同一の場所に記載される。(基図に記されているものを除く)	基図のおおむね5ミリメートル上部	
	字大	直立等線体、左横書		

別表第九

1 水質説明書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
2 調査単位地域の概要
3 調査及び分析の方法
4 水質の概要
5 水質の各項目ごとの説明
6 降水量及び流量の表

---

---